

# 情報セキュリティ基本方針

## 1.目的

当組合は、中小企業等協同組合法を順守し官公需及び民間企業・団体からの受託を中心に行っており情報事故が発生した場合の損害は計り知れないものがある。情報資産をあらゆる脅威から守り、機密性、完全性、可用性を確保維持し、事業継続を確実にするために「情報セキュリティ基本方針」を定める。

## 2.情報セキュリティの定義

情報セキュリティとは、情報資産を機密性・完全性・可用性から保護し、維持すること。

機密性・完全性・可用性とは

機密性：漏らしては困ること。認可された者だけが、情報にアクセスできることを確実にする。

完全性：壊れては困ること。情報及び処理方法が正確であり、完全であることを保護する。

可用性：使えないと困ること。認可された利用者が、必要な時に情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にする。

当社で取り扱う情報資産とする。ここでいう、情報資産とは、紙媒体に記載された内容、電子記録媒体のフロッピーディスク等の外部記憶媒体やコンピュータ装置内に記録されたデータである。

## 3.適用範囲

- (1) 組織 岐阜IT協同組合
- (2) 拠点 別紙 情報セキュリティマニュアル 対象組織及び区画の通り
- (3) 業務 企業・団体とのホームページ制作、システム開発など情報処理サービスの仲介業務
- (4) インフラ 当組織が管理主体となるネットワークおよびシステム

## 4.実施事項

情報セキュリティの基本的な維持事項である「機密性」、「完全性」、「可用性」を確保維持すること。

組合定款、規則、法律及び契約上の義務の要求事項に対して違反しないこと。

重大な障害または災害から事業が中断しないように、予防及び回復手順を策定し、定期的な見直しをすること。

情報セキュリティの教育・訓練を適用範囲すべての職員に対して定期的を実施すること。

情報セキュリティの違反及び疑いのある弱点のすべてが報告され、調査されること。

## 5.義務及び罰則

情報セキュリティの責任者は、理事長が負う。理事長は情報セキュリティインシデントが発生しないよう、必要な環境・情報を整え、職員に提供する。

職員は、情報資産を守る義務がある。

職員は、情報セキュリティを維持するために策定されたルール・手順に従わなければならない。

職員は、情報セキュリティに対する事故及び弱点を報告する責任を有する。

理事長及び職員は、組合が取り扱う情報資産の保護を危うくする行為を行った場合、懲戒及び法的処分等の対象となる。

## 6.定期的見直し

理事長は、常に変化するリスクに対して効率的にマネジメントを行うため、情報セキュリティマネジメントシステムの見直しを定期的実施する。